

新たな化学物質規制を踏まえた

化学物質管理実務対応総合支援事業



それらは、
ほぼ規制の対象です！

製造業をはじめ、
大半の企業で
化学物質が使用
されています。

令和4年5月から令和6年4月までの間に大きく改正

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質には危険性・有害性が不明な物質が多く含まれており、それらを原因とする労働災害の防止のため、労働安全衛生規則に新たな化学物質規制が加えられます。

名北労働基準協会では、円滑な化学物質管理と労働者の健康確保に寄与する下記の「化学物質管理実務対応総合支援事業」を実施いたします。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 化学物質管理セミナーの実施(無料) | 2. 訪問コンサルティング(無料) |
| 3. 化学物質管理者研修の実施 | 4. 保護具着用管理責任者教育の実施 |
| 5. 企業出張研修の実施(格安) | 6. 相談対応(無料) |
| 7. 情報提供(無料) | |

化学物質管理実務対応総合支援事業 ご案内

令和4年5月から令和6年4月にかけて、労働安全衛生規則等が順次施行され、化学物質管理に関する規制が強化されます。その規制項目は広範囲に及び、一事業場のみで対策を行うには困難な場合もあります。

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上り、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくありません。そうした中で、化学物質による休業4日以上労働災害のうちおよそ8割が、法令の規制の対象外である物質を起因とするもので占められている状況を鑑みると、今般の改正内容を理解し、職場の化学物質管理体制を見直すことは、今後において労働者の健康・命を守ることに直結する非常に重要な措置と言えます。

そこで、（一社）名北労働基準協会では、喫緊の課題である化学物質管理体制の再構築を支援し、化学物質による労働災害の減少に寄与するべく化学物質管理実務対応総合支援事業を実施いたします。是非ともご活用いただきたくご案内をいたします。

化学物質が原因の労働災害は年間約450件も発生...がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。



化学物質の管理をしっかりと実施して、労働者の健康と命を守らないと。でも何をしたらいいのやら。

職場における化学物質管理が大きく変わります！

令和4年5月31日 施行 ・SDS等による通知方法の柔軟化

※RA…リスクアセスメント

令和5年4月1日 施行（抜粋）

- ・ばく露の低減措置（RA結果等に基づき各種措置によりばく露を最小限にする）
- ・RAに基づく措置の内容とばく露の状況の労働者の意見聴取・作業の記録
- ・RA対象外の化学物質の製造・取り扱い事業場のばく露を最小限にする
- ・衛生委員会付議事項の追加（ばく露の程度を最小限にするための措置に関する事）
- ・RA結果等に係る記録の作成保存
- ・職長等に対する安全衛生教育対象業種の拡大など

令和6年4月1日 施行予定（抜粋）

- ・ばく露の低減措置（濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準値以下にする）
- ・RA対象物質健康診断の実施
- ・衛生委員会付議事項の追加（濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準値以下にするための措置及びRA対象物質の健診結果等）
- ・化学物質管理者の選任義務化
- ・保護具着用管理責任者の選任義務化
- ・雇入れ時等教育の拡充
- ・SDS通知事項の追加・含有量表示の適正化など

サポート① 化学物質管理セミナーの実施（無料）

円滑な化学物質管理を実施するため、規則改正による新たな規制項目について解説します。

●開催日時 令和6年5月29日(水) 13:30～16:30

●講師 （一社）名北労働基準協会
企業内コンプライアンス教育推進室長
作業環境測定士 杉山 正義

●会場 一般社団法人 名北労働基準協会
3階「大会議室」
名古屋市北区清水1-13-1

- 内容
- ・化学物質管理の現状について
 - ・ラベル表示・SDS等の情報伝達に係る通知等
 - ・リスクアセスメントに関する事項
 - ・化学物質管理体制の見直しについて
 - ・化学物質管理の実施体制の確立
 - ・化学物質管理の水準が一定以上、ばく露の程度が低い場合について
 - ・第三管理区分の事業場の措置の強化

【プロフィール】

（一社）名北労働基準協会および（一財）愛知健康増進財団で30有余年多くの企業に訪問し、職場の作業環境測定や改善の提案を行う。

その後、（一社）名北労働基準協会の関連団体である社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティングの所長として、クライアントの労働・社会保険の手続き代行や様々な労働問題に関するコンサルティング業務を担当。

現在は（一社）名北労働基準協会の企業内コンプライアンス教育推進室長として、企業に対する研修の実施、提案に取り組んでいる。



サポート② 訪問コンサルティング（無料）

※先着限定50社まで

セミナー講師が企業を訪問し、作業環境を確認、問題点の抽出、改善策の提案、必要に応じて異なる分野の専門家の紹介等、有効な化学物質管理体制の構築に向けて総合的にアドバイスします。

所要時間は3時間程度で、事前に訪問日時を調整します。

※初回(3時間程度)に限ります。

※継続的なコンサルティングを希望される場合は、別途費用等を調整の上、実施いたします。



サポート③ 化学物質管理者講習の実施

※リスクアセスメント対象物の製造事業場
以外の事業場が対象です。

令和6年4月の規則改正により、労働安全衛生法第57条の3第1項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任する義務が事業者課されます。

名北労働基準協会では、リスクアセスメントが義務づけられている化学物質を取り扱う事業場など、化学物質の製造事業場以外の事業場を対象とした、労働安全衛生規則第12条の5に規定される化学物質管理者を選任するための講習を行います。

※「製造」には混合物の製造も含まれるので、原料を混合するだけの事業場も製造事業場に該当するため本講習は対象外となりますが、別途2日間の講習受講が必要です。

- 開催日時 ①令和6年 6月13日(木) 9:30~16:55
②令和6年10月 3日(木) 9:30~16:55
③令和6年12月19日(木) 9:30~16:55

●会場 一般社団法人 名北労働基準協会
3階「大会議室」

●受講料 会員 15,400円 非会員 18,700円
(消費税、資料代、修了証発行手数料、昼食代を含む)

- 内容
- ・化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
 - ・化学物質の危険性又は有害性等の調査
 - ・化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等
 - ・化学物質を原因とする災害発生時の対応
 - ・関係法令

●講師 (一社)名北労働基準協会
企業内コンプライアンス教育推進室長
作業環境測定士 杉山 正義



※受講修了者には修了証を交付します。

サポート④ 保護具着用管理責任者教育の実施

※受講修了者には修了証を交付します。

- 開催日時 ~~①令和6年 5月14日(火) 9:10~16:40 定員満了~~
③令和6年11月12日(火) 9:10~16:40

- ②令和6年 8月27日(火) 9:10~16:40
④令和7年 1月23日(木) 9:10~16:40

●会場 (一社)名北労働基準協会 3階「大会議室」

●受講料 会員 16,500円 非会員 19,800円
(消費税、資料代、修了証発行手数料、昼食代を含む)

●講師 労働安全衛生コンサルタント
天野 勝利 氏 (上記②④)
労働安全衛生コンサルタント
各務 博幸 氏 (上記①③)

※実技で使用する保護具を事務局で用意します。申込書に希望サイズをご記入ください。(未記入の場合はMサイズとします。)

サポート⑤ 企業出張研修の実施(格安)

セミナー講師が企業に出張し、ご要望に応じた研修の実施が可能です。実施日時や場所を調整でき、企業の実態に即した効果的な研修プログラムをご提案します。

受講料金は下記のとおりです。(消費税を含む)

出張研修費用		
1 時間	2 時間	3 時間
50,000円	66,500円	83,000円



※テキスト代として、1名につき200~1,000円をいただきます。
社内で印刷していただいた場合は不要です。

通常の出張教育と比べておよそ半額でご利用可能です！

※サポート③の化学物質管理者講習とサポート④の保護具着用管理責任者教育を出張で実施する場合は費用が異なりますので、お問い合わせください。

サポート⑥ 相談対応(無料)

名北協会事務局内に設けている「無料労働相談室(企業の労働110番)」にて、機関誌Meihoku掲載記事を執筆、セミナーの講師を担当した専門家等が、企業からの相談対応、対策実施のアドバイスや提案を無料で実施します。※このサポートのみ名北労働基準協会以外の各地区協会会員様もご利用いただけます。

- TEL 専用ダイヤル (052)961-7110
- FAX (052)961-9635 ● メール roudou110@meihokurouki.or.jp
- ご来局 (一社)名北労働基準協会 労働相談室 名古屋市北区清水1-13-1

サポート⑦ 情報提供(無料)

名北労働基準協会が毎月発行する機関誌「Meihoku」に令和5年5月~10月の間連載した関連記事を、名北協会ホームページ内のバックナンバーで閲覧できます。



化学物質管理実務対応総合支援事業 申込要領

■サポート①化学物質管理セミナー

◎ 下記申込書の1～12をご記入の上、事務局まで郵送またはFAXにてご送付いただくか、事務局までご持参ください。
開催日の7日前までに受講票をお送りします。

■サポート②訪問コンサルティング

◎ 下記申込書の1～7、11をご記入の上、事務局まで郵送またはFAXにてご送付いただくか、事務局までご持参ください。
事務局担当者より後日お電話いたします。

■サポート③化学物質管理者講習、サポート④保護具着用管理責任者教育

◎ 下記申込書の1～13をご記入の上、次のうちいずれかの方法でお申込及び受講料のお支払いをお願いします。

- ・申込書を事務局まで郵送またはFAXにてご送付のうえ、受講料を銀行振込みにてお支払いください。
- ・申込書に受講料を添え、事務局宛で現金書留にてご送付ください。
- ・申込書に受講料を添え、事務局までご持参ください。

※お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。
※お手数ですが、開催日の14日前までに受講料をお支払いください。

■サポート⑤企業出張研修

◎ 下記申込書の1～7、11をご記入の上、事務局まで郵送またはFAXにてご送付いただくか、事務局までご持参ください。
事務局担当者より後日お電話いたします。
※研修実施後に請求書をご送付した後のお支払いとなります。

■サポート⑥相談対応とサポート⑦情報提供はお申込不要です。

事業利用対象 サポート①、②、⑤、⑦は**名北労働基準協会 会員事業場様のみ**
お申込み可能です。
※未入会の事業場でもご入会いただけますと利用可能です。

会場略図



【アクセス】

「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口徒歩12分
「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分

会場には駐車場がございませんので、お車にてお越しの場合は、充分時間を見てください。えで、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

お申し込み先

一般社団法人名北労働基準協会 総合受付
〒462-8575名古屋市北区清水1-13-1
TEL(052)961-1666・FAX(052)962-1670

お振り込み先

三菱UFJ銀行 黒川支店
普通預金 No.0724805
一般社団法人 名北労働基準協会
※振込手数料はご負担ください。

化学物質管理実務対応総合支援事業申込書（コピー可能）

申込日 令和 年 月 日

1.会員番号 ※会員事業場様のみ		2.事業場名			
3.所在地		〒		4.連絡先 TEL () - () - () FAX () - () - () E-mail ()	
5.担当者		部署名		6.業種	
7.申込サポート名		☐ ①化学物質管理セミナー ☐ ②訪問コンサルティング ☐ ③化学物質管理者研修 ☐ ④保護具着用管理責任者教育 ☐ ⑤企業出張研修			
受講者氏名	区分 ※ご記入不要です	8.氏名	9.所属部署・職名	10.受講日（レを付してください）	11.労働者数
				サポート1 ☐ 5月29日 サポート3 ☐ 6月13日 ☐ 10月13日 ☐ 12月19日 サポート4 ☐ 8月27日 ☐ 11月12日 ☐ 令和7年1月23日	名
		※1生年月日 昭・平 年 月 日	※2保護具サイズ(○を記入) S・M・L		
				サポート1 ☐ 5月29日 サポート3 ☐ 6月13日 ☐ 10月13日 ☐ 12月19日 サポート4 ☐ 8月27日 ☐ 11月12日 ☐ 令和7年1月23日	12.受講票送付先
					受講者・担当者
13.受講料支払時期		令和 年 月 日 頃 （銀行振込・現金書留・事務局窓口）にて支払予定			

この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会等のご案内送付用として使用し、お申込者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。
※1生年月日はサポート③、サポート④にお申込みの場合のみご記入ください。※2保護具サイズはサポート④にお申込みの場合のみご記入ください。